

熊本市民会館条例の一部改正について

熊本市民会館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市民会館条例の一部を改正する条例

熊本市民会館条例（昭和42年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（事業）

第3条 会館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽、演劇等の公演その他の文化的な催物のための施設の提供
- (2) 講習、研修、会議等のための施設の提供
- (3) 音楽、演劇等に係る公演の企画及び実施並びに普及啓発
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために必要な事業

第5条を次のように改める。

（休館日）

第5条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎月の第1月曜日及び第3月曜日（当該月曜日が休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

第8条第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第19条及び第20条を次のように改める。

第19条及び第20条 削除

第21条を第29条とし、同条の前に次の8条を加える。

(指定管理者による管理)

第21条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第22条 前条の規定による指定を受けようとするものは、会館の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったものうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 会館の運営が、住民の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 文化芸術についての十分な専門的知識を持つ人材を有していると認められること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第23条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、会館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第24条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- (2) 会館の維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理運営上市長が必要と認める業務

(利用料金)

第25条 第22条第2項の規定により指定された指定管理者は、会館の使用に係る

料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。この場合において、第9条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 第9条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る会館の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。
- 6 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（協定の締結）

第26条 指定管理者の指定を受けるものは、市と会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

（指定の取消し等に係る損害賠償）

第27条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

（秘密保持義務等）

第28条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、会館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条及び第20条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（提出理由）

熊本市民会館に指定管理者制度の導入をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。